

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(農林水産部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
1	施設の配置に関する協定の認可の取消し	農業振興地域の整備に関する法律	18の11-1		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	農政水産課	農政水産課 農政係 0246(22)7470	
2	施設の維持運営に関する協定の認定の取消し	農業振興地域の整備に関する法施行令	15-4		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	農政水産課	農政水産課 農政係 0246(22)7470	
3	農業経営改善計画の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	12の2-2			農政水産課	農政水産課 農業企画係 0245(22)7471	
4	黒田農村広場の使用許可の取り消し	いわき市農村生活環境整備施設条例	6		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	農政水産課	農政水産課 農政係 0246(22)7470	
5	黒田農村広場の指定管理者の指定取消	いわき市農村生活環境整備施設条例	13		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	農政水産課	農政水産課 農政係 0246(22)7470	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(農林水産部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
6	いわきの里鬼ヶ城の使用許可の取消し	いわき市いわきの里鬼ヶ城条例	6		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	農政水産課	農政水産課 農政係 0246(22)7470	
7	いわきの里鬼ヶ城の指定管理者の指定取消	いわき市いわきの里鬼ヶ城条例	11		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	農政水産課	農政水産課 農政係 0246(22)7470	
8	遠野オートキャンプ場の使用許可の取消し	いわき市遠野オートキャンプ場条例	8		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	農政水産課	農政水産課 農政係 0246(22)7470	
9	遠野オートキャンプ場の指定管理者の指定取消	いわき市遠野オートキャンプ場条例	13		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	農政水産課	農政水産課 農政係 0246(22)7470	
10	救護費用の納付命令	水難救護法	15-2		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	水産振興室	水産振興室 0246(22)7487	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(農林水産部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
11	行政財産の使用許可の取消	地方自治法	238の46		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	水産振興室	水産振興室 0246(22)7487	
12	いわき市地方卸売市場小名浜魚市場指定管理者の指定取消	いわき市地方卸売市場条例	51-5		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	水産振興室	水産振興室 0246(22)7487	
13	認定の取消	市民農園整備促進法	10		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	農政水産課	農政水産課 農業企画係 0245(22)7471	
14	フラワーライフ館の展示室または研修室の使用許可取消	いわき市フラワーセンター条例	11		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	農業振興課	農業振興課 園芸振興係 0246(22)7479	
15	フラワーセンターの指定管理者の指定取消	いわき市フラワーセンター条例	16		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	農業振興課	農業振興課 園芸振興係 0246(22)7479	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(農林水産部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
16	牧野利用許可の取消	いわき市牧野管理条例	13		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	農業振興課	農業振興課 農業畜産係 0246(22)1147	
17	牧野利用にかかる不正行為により得た利得の返納	いわき市牧野管理条例	14		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	農業振興課	農業振興課 農業畜産係 0246(22)1147	
18	貸し付けた肉用雌牛の返納	いわき市高齢者等に対する肉用雌牛貸付条例	9-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	農業振興課	農業振興課 農業畜産係 0246(22)1147	
19	川前活性化センターの指定管理者の指定取消	いわき市川前活性化センター条例	14		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	農地課	農地課 農地管理係 0246(22)7472	
20	上三坂運動広場及び下三坂運動広場の指定管理者の指定取消	いわき市農村生活環境整備施設条例	13		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	林務課	林務課 林務係 0246(22)7474	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(農林水産部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
21	森林休養施設湯の岳山荘及び田人ふれあいの里の指定管理者の指定取消	いわき市森林総合利用施設条例	16		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	林務課	林務課 林務係 0246(22)7474	
22	湯の岳山荘・田人ふれあいの里の使用許可の取消し	いわき市森林総合利用施設条例	11		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	林務課	林務課 林務係 0246(22)7474	
23	林業研修センター湯の岳山荘の指定管理者の指定取消	いわき市林業研修センター条例	14		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	林務課	林務課 林務係 0246(22)7474	
24	田人おふくろの宿の指定管理者の指定取消	いわき市田人おふくろの宿条例	13		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	林務課	林務課 林務係 0246(22)7474	
25	田人おふくろの宿の使用許可の取消し	いわき市田人おふくろの宿条例	8		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	林務課	林務課 林務係 0246(22)7474	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(農林水産部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
26	せり人の取消し及び消除	いわき市中央卸売市場業務条例	14 15-1-4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
27	仲卸業務の許可の取消し	いわき市中央卸売市場業務条例	21		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
28	売買参加者の承認の取消し	いわき市中央卸売市場業務条例	28		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
29	関連事業者の許可の取消し	いわき市中央卸売市場業務条例	32		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
30	関連事業者の規制	いわき市中央卸売市場業務条例	33		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(農林水産部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
31	卸売業者に対する業務の全部若しくは一部の停止命令	いわき市中央卸売市場業務条例	72-1,7 72-2,7		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
32	売買参加者に対する業務の全部若しくは一部の停止命令	いわき市中央卸売市場業務条例	72-3,7		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
33	関連事業者に対する業務の全部若しくは一部の停止命令	いわき市中央卸売市場業務条例	72-4,7		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
34	市場施設を使用している者に対する市場施設の使用の全部若しくは一部の停止命令	いわき市中央卸売市場業務条例	72 5		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
35	せり人に対する業務の停止命令	いわき市中央卸売市場業務条例	72 6		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(農林水産部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
36	委託手数料の率の変更の命令	いわき市中央卸売市場業務条例	56 4		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
37	市場施設の使用停止又は許可の取消しその他の規制	いわき市中央卸売市場業務条例	66		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	